次ページへ続く

Continued on next page...

翻刻『當道要集（要抄）』三種

鈴木孝庸

當道また平曲伝承にかかわる資料として『當道要集』は最も重視されてきたと言えよう。その翻刻紹介は改定史籍集覧第二十七冊（明治35）に収められ『日本庶民生活史料集成』第十七巻（昭和47）に再録、一般に流布しているが、『當道新式目』を附した右の翻刻によって『當道要集』を考えることに問題があることを注意されたのは、加藤康昭氏である。加藤氏は御著『日本盲人社会史研究』（昭49）において、右の『當道要集』が三部に分かれていて、第一部が『當道拾要録』などと同一、第二部が「寛永式目」（古式目）、第三部が『當道要集』ないし『當道要抄』の名で伝わっていることを指摘された。

その後、前田美稲子氏（「奥村家蔵当道座・平家琵琶資料」昭59、附載研究）により諸本の調査が発表された。それによれば、右の改定史籍集覧本の第一部（前田氏は甲とされる）、第三部（乙とされる）を二種の『當道要集』と認め、さらに乙種を、ＡＢＣの三類に分けているのであるが、現段階での私の調査では、前田氏の言われる甲本を「當道要集」ないし「當道要抄」と称している伝本を見ていない。それらは加藤氏が指摘されたように「當道拾要録」「當道祖神録」などの別の巻とみなすべきではなかろうか。前田氏の一覧表によれば14番の国会図書館蔵、『盲人諸書類』第一冊当道拾要録が項目（内題の意か？）「当道要集」とあり、甲本を『當道要集』の一形態とみなす唯一の証拠であるように見受けられる。しかし、該書は外題内題ともに「當道拾要録」であり、内容も所謂『當道拾要録』（『三十輯』所収などを参照）である。よって、私は『當道要集』の伝本は、前田氏の所謂乙本の類のみを指すべきと考え、氏の三分類を尊重しながら、調査ずみのものを、次のように四つに分類してみた。

當道要集・當道要抄に関する伝本

イ　Ａ　當道要集　　無窮会・神習文庫　（當道拾要録）
　　　　　　　　（古式目）當道新式目と合
ロ　Ａ　當道要集　　東京大学史料編纂所　（無窮会・神習文庫本の写）

ハ　A　當道要集　国会図書館　當道新式目・平家勘文録と合

ニ　A　當道要集勘文録　東京藝術大学　音楽学部　當道略記・平家相傳大綱と合

ホ　A　當道要集　東京大学附属図書館　平家相傳と合

ヘ　A　當道要集　京都府立総合資料館　當道拾要集と合

ト　A　當道要抄　一冊　国会図書館　（橋本経亮　写）

チ　A　當道要抄　国会図書館　瞽官紀談・下所収

リ　A　當道要抄　内閣文庫　瞽官紀談・下所収

ヌ　B　當道要集　益田勝実氏　當道拾要録・當道法式大概と合

ル　B　當道用集　国会図書館　瞽官紀談・上所収

ヲ　B　當道用集　内閣文庫　瞽官紀談・上所収

ワ　C　當道要抄　国会図書館　盲人式目別集の内　當道新式目と合

カ　C　當道要抄　内閣文庫　盲人式目別集の内　當道新式目と合

ヨ　D　當道要抄　彰考館　平家物語奥秘等と合

タ　D　當道要抄　内閣文庫　平家物語奥秘等と合（彰考館本の写）

レ　D　當道要抄　一冊　内閣文庫　（彰考館本の写）

詳細は別稿に譲るが、この四種は四様であり、共有する部分を多く含むものの、簡単に一本で代表させることができない。史籍集覧本は原本（前田氏の言われるように、無窮会本を写した史料編纂所本であろう。）に忠実な翻刻と言って良いが、本文そのものが良質ではない。そこでいまこれらのうち、Aについては比較的善本と思われるトの橋本経亮筆写本の翻字に、京都府立総合資料館本をもって校異を記し、B、Cについては国会図書館本の翻字に、Bは同系益田勝実氏所蔵本（国文学研究資料館蔵紙焼本に拠る）によって、Cは、D系内閣文庫本（タ）によって主要な校異を記すこととした。

書誌を簡単に記すと。

A、国立国会図書館蔵『當道要抄』（わ768.3-5）

写本、袋綴、一冊、縦二六・〇センチ、横一八・九センチ、白茶布目地表紙、外題左にうちつけ書き「當道要抄」、扉題「當道要抄」、端作題「當道要抄」、全一三丁、遊紙ナシ、貼紙一葉、裏紙お

よび最終丁ウラに「西荘文庫」朱印あり。

B、C、は合集の一部につき省略。

なお、本稿は昭和五十九年度科学研究費補助金（奨励研究A）および昭和六十年度（前期）国文学研究資料館文献資料部第四文献資料室併任による研究成果の一部である。

資料の調査等に多大の便宜を賜わった諸機関各位、および益田勝実氏、鷹田治子氏、伊東玉美氏、翻刻を快諾された国立国会図書館に対し御礼申し上げる。

凡例

一、底本は誤字とおぼしきもの、意味不明箇所が多いが、あえて判断することをひかえるようにし、片仮名・平仮名を通常の形にした外は、漢字の字体もできるだけ原文に則するよう努力した。

一、読解の便を考え、私意によって適宜改行・分かち書きを施した。

一、Aは、橋本経亮の本文吟味と覚しき書き入れが多い。このうち明らかな誤りとして直しているような形になっている箇所は、訂正された方を採用し特に注記しなかった。別案並記は（　）に入れて示した。なお、Aの冒頭、文中、末尾にある橋本経亮の考証書込み、および『平家正節』の書き抜き貼紙一葉（「紅葉」の一部）を省いた。

一、Aの校異は、片仮名と平仮名の間の違いについては取り上げず、その他頻出する二、三の例（也――なり、或は――あるひは、有――あり、所――処の類）を除いて掲出した。

一、B、Cの校異は主なものに止めた。

一、のちの検討の便を考え、それぞれに通し番号を付した。Aは、一ッ書きの形を尊重し、①②……の如く、B、Cは翻刻者の判断によって、Bは（1）（2）……、Cは（a）（b）……の如く記した。

A、當道要抄　全（国立国会図書館蔵本　橋本経亮写）

當道要抄[1]

①　抑平家物語[2]ハ本朝四部の合戦状之内の氷三也　前後之三部ハ何も年号を以題目とせり　保元物語[2]平治物語[2]承久物かたり是也[3]　就中平家物かたりの題目ハ北野天神少納言入道信西か孫寛暁法印に御示現有て平家物語[2]と号給へり　凡夫の業[5]にあらす

1、要抄——要集　2、物語——物かたり　3、是也——也　4、号——号し　5、業にあらす——ことわさにあらすたれか是を蔑如せんや

②　一　平家物語の三部[1]の始終を以て其意を案するに　世の爲[2]に善悪の亀鑑[3]として　本朝漢土に至迄[4]沙汰し褒[5]（ホメ）すと云事なし　遐代の規矩をになわしむ[6]　或ハ代々の帝徳を感して三皇五帝の昔に應し　或ハ聖人の佳名[8]【1ウ】をかたらふ　伯夷叔斉等か古へに及はん　事[9]を作り　文を製せる事も　番[10]（本ノマヽ、杳歟）に蒼頡か芳蹤を踏[11]　不吟[12]して諸人才士[13]と成て唐宋の風業をつき[14]　不詠[15]して敷鳴の道に渡り　詞花言葉の林をミる　或ハ公家武家の品族を知り　或は諸國庄園の郡衙[16]（衙乎）を知るされは我朝の列縣[17]の系圖　又ハ諸家の日記なとも見つへし[18]

1、三部——一部　2、爲に——爲　3、として——にして　4、至迄——至るまて　5、褒す——褒せす　6、になわしむ——になみしむ　7、聖人——聖人賢人　8、佳名——姓名　9、事——書　10、番に——はるかに　11、踏——ふみ　12、不吟して——吟ぜすして　13、諸人——諸人　14、つき——継き　15、不詠して——詠せすして　16、郡衙——郡衙　17、列縣——州縣　18、なとも見つへし——なとも此所落行而可乱

③　一　秘事と称する処ハ　皆神道の寄特[1]を明し[2]（ら）め　利爵[3]の現當[4]成事を示し　仙[5]（仏歟）道の殊勝成儀をわきまへて　一念随喜の功徳をなせり[6]

1、寄特——奇特　2、明し（ら）め——明しめ　3、利爵——刑爵　4、現當成事——現當なる事　5、仙道——佛道　6、なせり——成せり

④　一　源平闘諍を沙汰して無常の勧門[1]をひらき　平家繁昌【2オ】の古を知て盛者必衰の理りを悟る　されは言葉麗々として理趣綿々[3]たり一字を出せは千草あらはれ　一句[4]を（にカ）あ（はカ）たれは万端知る数寄の荷擔[6]（本ノマヽ）文質[7]を以て仰は弥高く　鑽れは弥堅し　夜光の玉琢磨をくわへさる事なれば愚意の讃嘆せん事　其憚すくなからす　唯紅粉を以て美女の顔色を泥[9]かことし

1、勧門——観門　2、盛者必衰の理り——盛衰のことわり　3、綿々——綿々[3]　4、一句をあたれは——一句をあたれハ　5、数寄——数

奇　6、荷擔――荷捨　7、以て――以て観するに　8、仰は弥高く――仰けはいよ〳〵高く　9、泥かことし――おさむるか如し

⑤ 一[1]四條之院の御時性仏と申て僧正なる人天台山におはしき　此性仏僧正ハ叡山の検校職成しか　俄[2]に盲目と成給へり　されハ諧[3]の盲目の業[4]ハいか様に[5]可仕哉覧と山王権現に祈誓申侍れハ　平家物語をうたハせ侍る[6]へしと御託宣有【2ウ】

扨性仏僧正此平家物語の音曲ハいか様に仕[8]侍るへきそと亦[9]山王権現に祈誓申せハ　三教指皈よかんめるとの御託宣[6][11]也　其レ[10]ゟ三教指皈のふしを以て諧[13]の盲目共にうたハせ侍りき

1、四條之院――四條院　2、俄に盲目――俄盲目　3、諧の――もろ〳〵の　4、業は――業には　5、可仕哉覧――仕へきやらん　6、侍る――侍ふ　7、託宣――託宜　8、仕侍る――仕る　9、亦――又　10、三教指皈――三教指帰　11、の――(ナシ)　12、其レ――夫　13、諧の盲目――諧盲目

⑥ 一　筑紫方城一と申検校　後宇多院の御時出來せり　此城一ヲ検校の開山とす　在名を云事自是はしまれり[1]　其比城玄[2]　如一とて検校二人有　二[3]人ともに筑紫方城一の直弟なり　城玄ハ八坂方最初の検校也　如一は一方最初の検校なるに[4]　城玄の在名ハ八坂と号す　八坂の塔の辺にすめは[5]也　如一[6]の在名ハ坂東と号す　此時八坂方一方と[7]兩流に相分る正に[8]【3オ】一派[9]を汲[10]て兩翼をならふといへとも文章の義理　音曲の躰ハ別条なし　亦覚一[11]と云検校有　是は如一[12]直弟也　在名ハ明石と号す　此覚一ハ尊氏將軍の従母弟[13]也き　播磨の明石を知行せり　城玄検校ハ伏見院御時の久我大納言の舎弟也　此故に[15]久我殿を検校の傅奏とす　花園院ゟ城玄ニ紫衣を御免あり[16]

1、自是はしまれり――是ゟ始れり　2、比――頃　3、二人――弐人　4、なるに――なり　5、すめは――住めは　6、如一の在名は――如一は在名　7、と――(ナシ)　8、正に――まさに　9、一派――一流　10、汲て――汲んて　11、亦――又　12、如一直弟也――如一の直弟　13、也き――也　14、伏見院御時の――伏見院の御時　15、此故に久我殿を検校の傅奏とす――(ナシ)　16、あり――ありき

⑦ 一　平家勘[1]文の録を勘[2]るに　作者七人有て品々の本有　然といへとも遁[3]く其中に流布せる八三本也　草案本　中書本　清書本　是也　草案本ハもろ〳〵[4]の盲目の業とせり　中書本ハ月卿雲客翫[5]ふ　清書本ハ大内の秘府に納[6]らる　是を雲井の本と名付ク[7]【3ウ】

1、平家勘文の録――平家勘文録　2、勘るに――以て考るに　3、遁く――たま〳〵　4、もろ〳〵の――諧　5、翫ふ――もてあそふ　6、納らる――納る　7、名付ク――号ク

⑧ 一　覚一検校累代の祖師を越[1]　天下無双の上手成故[2]　常ハ摂家仙洞主上の御前へ召出されて　平家をうたハせ愛せさせたまふ[4]　依て件の雲井本を下シ給る[5]　其ゟ草案本を打捨て雲井の本を以[6]翫フ[7][8]（うたふ）　然[9][10]

間兩流の先達に越て一派[11]の比[12]（頭カ）角と成ル　されハにや理致廣博[13]にして文章微妙也　余本ハ義理不正[14]にして言語に頗訛謬[15]あるも　彼兩家の外ハ世の偏依[16]（本ノマヽ）なきか故に流をつくすとミえたり[17]

1、越――こえ　2、成故――なる間　3、常は――（ナシ）　4、たまふ依て――給ふに依て　5、盤井本――盤井の本　6、給る――賜ハる　7、其ら――夫より　8、草案本――草案の本　9、以既フ――以てうたふ　10、然間――然ル間　11、一派――一流　12、比角――頭角　13、廣博――廣博[ク]　14、不正にして――正しからすして　15、頗――すこふる　16、あるも――あり　17、偏依――偏伏　18、ミえ――見え

⑨　一　音曲ハ只其身の堪否によるへし[1]　いつれの流こそおもしろけれ[2]と云[3]は愚成人[4]の申処也　平家の音曲と云ハ中音[5]　初重[6]（シヂウ）　折聲[7]（ヲリコエ）　管声[8]（ムセンコエ）　（峯声ヒ云リ）[9]　指冒[10]（サシ）（指声ヒ云）　拾[11]（ヒロヒ）　しら声[12]　是也　但折声[13]も管声も【4オ】同事也　或ハ諸經　和讃　或ハ早歌[14]　白拍子　風俗　催馬樂　韓神　今様　祝冒[15]（シウト）　詑宣[16]　等惣て諸道の音曲に渡ル[17]と云々　或ハ大音にしてあらりと語るも有[18]　或ハ小音にして優美に語るも有[19]　是皆人の思々心[20]に侍るへし[21]

1、只――唯　2、いつれの――何れの　3、おもしろけれ――盤おもしろけれ　4、云は――いふハ　5、愚成人――愚人　6、平家の音曲――平家音曲　7、中音　初軍――中音　三重　初重　8、折聲――折音　9、胸声――峯音　10、指冒――サシ音　11、拾――申音ヒロイ　12、しら声――白音　13、但折声も管声も――但し色音と峯音も　14、同事――同し事　15、早歌――早哥　16、祝冒――祝詞[ノット]　17、詑宣――託宣　18、渡ル――わたる　19、語る――かたる　20、有――有り　21、思々――思ひ〳〵　22、心に侍るへし――心得侍へし

⑩　一　噌々切々　た[1]、四の絃の其声區々[2]なれとも　宮商角徴羽の八音[3]通すれハ　汐一汐二汐三汐四の絃共ニ　一越[4]　断金　平調　勝絶　下无[5]　雙調[6]　鬼鐘　黄渉[7]　盤渉[8]　神仙[9]　上无[10]　十二調子相通せす　平家の語り[11]様　琵琶の引様[12]ニハ墨譜なし　師をあかめて師をうつさす　唯おのすから妙を得るを以名人とす[13]　但萬物ハ出処を貴[14]によれり　いかにも唯上手[15]【4ウ】風流を聞まなふへし[16]　文々句々音曲墨譜に羅綺[17]を折（を）る事は上手成へし[18]　早哥[19]（サウ）白拍子なとの筋[20]は風流成を本意とす[21]　平家物語[22]は我朝の史記貭俗様[23]（如本　摸乎）規共申侍れは　文讀に均[24]して諸人の耳に届様に語るへし[25]　返々尊ク殊勝成処をハ我も随喜の思ひをなし[26]　拾[27]（ヒロヒ）などをば我と[28]（ワレ）　文義[29]（ブン）をなし　軍場[30]（イクサバ）をば我も合戦の思ひをなし[31]　哀成処をは我も袖をうるおし[32]　狂言綺語の所をは我も其身に成て似つかハしく語りなせるを以上手とす[33]　然とて餘思ひ入の過たるハ思ひ入の無[34]もあし、[35]　次に声悪敷もの、ふしをふ[36]（好カ）ミ音曲に携るハ無益成へし[37]　うつたかひしてのかひ[38]【5オ】そり臭に埋ミくちに含ミ[39]　頭打ふり[40]　顔に[41]（ゆ歟）かめなとして語るハ[42]　聞人も其躰のミ見物して面白氣なくおかしかる斗也[43]　小音成者も大音成者もくせ〳〵しくなき様ニ音曲一句の内[44]

に一所一所斗語るへし　音曲ハ中音初重語（如本　緒カ）納る所にて唯字一ツ弐ツ音曲かと聞る斗に語りなすへし　拾場なとハ文の字によりて吟を能やうにしなすへし　一句の始ら終迄火急成かよし　柔和なれは感おこりて聞人の退屈せり　昔も今も人の称美に依て佳名を得侍るや　畫圖墨跡なとハ古きを以規模とせり　音曲ハ其身去て後も面影残様に新敷面白語へし　正に師の一定ら出ても各別【5ウ】成のミ是多し　十人は十葉也　聖人ハ自出とて舜ハ瞽叟に似す　詠哥の道も父子の心匿々なり俊成定家の歌のさま両様也　侍（本ノマヽ）坂を以て沙汰せられし故に摂政殿遊されし平家もそれには違へからす　縦強弱宜（本）叙の差別有と云共上手は同しかるへし　當道の語る平家におゐて四の存知五の本意あるへき也　四の存知と云ハ或ハ禁裏仙洞の砌　大臣将軍の亭　或ハ貴人高官の處（前）田殿（如本　夫歟）野人の所にてかたる平家をかたるへき也　五の本意と云ハ才一に本の清撰　二ニ音曲　三ニ存知　四ニ音色　五ニ琵琶なるへし　初めたる所にて平家かたるへき様ハ祝言常のことし　三句かたらは修羅一句【6オ】讃物一句　五句語ハ愁嘆一句修羅一句愁嘆にも修羅にもあらぬ所一句よミ物一句かたるへき也　頓写にハ妓王二代后葵小督内裏女房なとの類かたるへからす　其故ハ智識の前にて女のうはさうるさし　是必箇（如本）墨にあらす通法也

1、た、——たる　2、區々——まち〳〵　3、八音——五音　4、一越——壹越　5、下无——下無　6、雙調——双調　7、黄沙——黄鍾　8、盤鏡——盤鏡　9、盤沙——盤鍾　10、上无——上無　11、語り様——かたりやう　12、引様——弾様　13、唯——只　14、おのすから——みすから　15、以——以て　16、貫——たつとふ　17、上手——上手の　18、まなふ——学ふ　19、折る——おる　20、早哥——早歌　21、筋は——節　22、本章——本裁　23、物語——物かたり　24、様規——滑規　25、均——ひとしう　26、届様に——と、き侍る様に　27、語る——かたる　28、返々——返ス〳〵も　29、思ひ——おもひ　30、拾——拾ひ　31、と——も　32、文裁——文體　33、哀成処——あハれなる所　34、うるおし——うるほし　35、似つかハしく——につかわしく　36、語り——かたり　37、然とて——しかりとて　38、餘——あまり　39、無ら——無キより　40、あしゝ——あしく　41、悪敷——あしき　42、ふし——節　43、ふに音曲に拠るは——このみ推のするハ　44、無益成へし——無レ益　45、うつたかひして——うつたかにして　46、のかひそり——のりひそり　47、鼻——はな　48、埋み——うつみ　49、含み——ふくみ　50、打ふり——うちふり　51、にかめ——にかめ　52、面白氣——面白け　53、成者——なるもの　54、内——中　55、一所一所——一所二所　56、斗——はかり　57、語納る所——語りおさめの所　58、弐ツ——二ツ　59、聞る——聞ゆる　60、拾場——拾う場　61、能やう——よき様　62、成——なる　63、おこりて——をとりて　64、の——も　65、昔——むかし　66、依て——よりて　67、得侍るや——得るなり　68、規模——規模　69、去て——去りて　70、面影——俤　71、残——残る　72、面白——おもしろく　73、正に——まさに　74、師の一定——師ハ一室　75、各別成——格別なる　76、是——（ナシ）　77、十葉也——十様　78、自出とて——ミつから出とて

79、舜ハ瞽叟――舜瞽腹(シュンコソウ)　80、さま――さまも　81、以て――以　82、それ――夫　83、逐――遠ふ　84、縦――たとひ　85、云共――いへ共　86、云ハ――いふハ　87、大臣――公卿大臣　88、卒――侍　89、高官――高僧　90、處――前　91、田殿――田夫　92、をかたるへき也――有へきなり　93、に――(ナシ)　94、清撰――清選　95、二――第二　96、三――第三　97、四――第四　98、音色――音聲　99、五――第五　100、ことし――如し　101、語ハ――語らハ　102、よミ物――眼物　103、智識――知識　104、箇塁――衙塁

⑪一　平家に琵琶を錯(1)(2)（掻乎）あわする叓私ならす　勅定也　性仏僧正或時内裏奏し申されけるハ　件の平家に糸竹かかき合てうたハまほしく存するハいかにと奏せられけれハ　実も平家斗ハさう〳〵(5)しく(6)侍へる間琵琶しかるへしと勅定有て　上玄石上と申秘曲を當道にゆるか(如本)(7)(8)(9)(10)(11)せまし〳〵き　此上玄石上と申秘曲ハ仁明天皇の御宇嘉祥の比おひ掃部頭貞敏渡唐シ【6ウ】(12)(13)(14)(15)(16)簾妾夫に歎て三曲を相傳の時　簾妾夫上原石上の曲をハ秘して貞敏に不傳　其後數年を経て村上天皇の御宇應和の比おひ八月十五日の夜　主上清涼殿の月の宴にして玄上と申御琵琶をゆるされし時　親(影歟)(17)(18)(19)(20)の様成者御前に参してしやうかを仕る　主上御琵琶を聞て(如本　闕歟)給て　汝ハいか(21)(22)(23)成者そと御尋(24)　我ハ昔貞敏渡唐の時三曲を教へ侍りし簾妾夫と申者也(25)(26)(27)(28)　彼三曲の内上玄石上と申曲を秘して貞敏傳さりし罪に依て魔道に沈輪(倫)す　されハ彼秘曲を天子に傳へて佛果得侍らんとて　御前に立られたる青山を取て四絃を掻ならし彼秘曲を天子に授て消失ぬ　上原石上【7オ】(29)(30)(31)(32)(33)(34)(35)(36)曲是也　かやうに目出度く妙成秘曲を當道にゆるさせましますに朝恩いくはくそや　か、れハ琵琶を引毎に忝き朝恩を心底に深くおもひ入侍るへし　平家の中間に琵琶をしけく引ハ下手成へし　上手は先一巡を引渡ひて中音の間に一所　三重の間に一所　拾の間に一所長くハ二所引也(37)(38)(39)(40)(41)(42)(43)(44)(45)(46)(47)(48)(49)(50)凡琵琶の曲白居易か琵琶行をむねとし侍るへし(51)(52)

大絃者嗔々(54)　如二急雨一
小絃者切々　如二私語一
嗔々切々錯雑彈
大珠小珠落二玉盤一
間關鶯語花底滑
幽咽泉流水下灘
水泉冷渋絃凝絶
凝絶不レ通聲暫歇
別【7ウ】有二幽愁暗恨生一
此時無レ聲勝レ有レ聲
銀瓶乍破水漿迸
鐵騎突出刀鎗鳴
曲終抽レ撥當レ心畫
四絃一聲如レ裂レ帛

1、を――(ナシ)　2、錯あわする――ましへあはする　3、内裏――内裏五　4、糸竹か――糸か竹か　5、実も――けにも　6、斗

―はかり　7、侍へる―侍るへき　8、しかるへし―然るへし　9、上玄―上原　10、と申―の　11、ゆるかせ―ゆるさせ　12、比おひ―頃ほひ　13、渡唐シ―渡唐して　14、歌て―なげきて　15、を―(ナシ)　16、の曲をハ―を　17、不傳―傳へす　18、八月十五日―三五　19、ゆるされ―遊ハされ　20、親の機成者―影のやうなるもの　21、しやうか―唱哥　22、聞て給て―さし置セ給ひて　23、いか成者―いかなるもの　24、御尋―御尋有けれハ　25、昔―むかし　26、教へ―ゆるし　27、侍りし―侍りにし　28、者―もの　29、貞敏―(ナシ)　30、傳さりし―傳へさりし　31、彼秘曲を―御琵琶の秘曲　32、傳へ―傳へ奉り　33、佛果―佛果を　34、掻―かき　35、授て―授ケ奉りて　36、石上―石上の　37、目出度く―めてたく　38、妙成―妙なる　39、いくはくそや―いくそはくそや　40、かゝれハ―されハ　41、を引―弾する　42、忝き―かたしけなき　43、おもひ入―思ひ入れ　44、引ハ―弾するハ　45、成へし―なるへし　46、引渡ひて―弾わたひて　47、中音の間に―中音に　48、拾―拾ひ　49、引也―弾くなり　50、京都府立総合資料館本は「…二所弾くなり」と「凡琵琶の…」の間に、

「扨撥ハ厚キを好むも有　薄きを好むも有　是皆下手なるへし　撥の厚きハ長松に大風のふく様にはしたなく聞ゆるなり　薄きは柳の糸に松風のなき様に風情すくなくなり　上手ハ厚くもなく薄くもなきを好ミ侍るなり」が入る。　51、白居易―白居易(ヲ)　52、琵琶行―琵琶行(ヲ)　53、むね―宗(ム)　54、フリ仮名は京都府立総合資料館本に拠った。

⑫　一　涼みは六月十九日　石塔ハ二月十六日也　二季共に逮夜也　涼[2]みは雨夜の尊の母后の御吊[4]也　石塔は雨夜の尊の御吊也　抑雨夜の尊[3]と申ハ光孝天皇の才一の御子[6]にて渡らせ給ひしか　盲目[7]とならせたまへり或時父帝[10]ゟ仰成[11]けるハ　御身を有度まゝに御持[12]有て何事も思召[13]さまにて年月を送らせおハしませと仰[14]られ侍[15]しかは　雨夜の尊の御返事[16]ハ我は是盲目にて侍[17]れハ雨【8オ】眼明らか成者[18]に見られ侍る事耻敷[19]侍る也　然は我ことく成盲目を并[21]へ置つゝ年月を送らまほしく[22]思召すと　御返事[24]侍る間　是安御[25]ゟ成とて　洛中を御尋有てみめ能姿尋常[27]成盲目[28]をゑらひ出されて　母后[30]ゟ女房を下されて　或ハ勾當或ハ検校[31]に被成　光孝天皇ゟ後白河院の御時まて大隅薩摩日向三ケ國の物成を日本國中の盲目共[33]に御扶持ありき　彼物成を大舟數千艘に積テ山城の國鳥羽へ著ケ年々の弥生[36]毎に日本國中の盲目共[38]鳥羽に集りて配分す　二月十六日に洛中の當道河原[39]に出て石塔を積[1]て　雨夜の尊[3]に　御手[40]向率る　され(ハカ)石塔[41]と名付【8ウ】涼み[43]は六月なれは涼[44]と名付[42]　光孝天皇ゟ四条院の御時迄當道の官位勾當[45]検校只二階也[47]　筑紫方検校城一の時[48]は検校別當勾當四度衆[49]方打掛とこまかに分てり[50]

1、石塔―積塔　2、涼み―涼　3、雨夜の尊―天夜尊　4、御吊也―御とふらひなり　5、石塔は雨夜の尊の御吊也―(ナシ)　6、才一の御子―御連枝　7、盲目―盲人　8、たまへり―給へり　9、或時―あるとき　10、父帝―帝　11、仰成けるハ―詔有けるハ　12、有度まゝに―有たきまゝに　13、思召さま―思召まゝ　14、仰られ

れ——詔られ　15、侍——(ナシ)　16、御返事ハ——御返事に　17、侍れハ——(ナシ)　18、者——もの　19、駈数待る也——はつかしく候也　20、ことく成——如くなる　21、并へ——ならへ　22、送ら——おくら　23、思召す——思召　24、御返事待る間——奏聞ありしかハ　25、安——やすき　26、成——なり　27、みめ能——みめよく　28、尋常成——尋常なる　29、ゑらひ——撰　30、母后ゟ女房を下されて——(ナシ)　31、検校に被成——検校の官を宣下ありて御伽に参らせらる　32、まて——迄　33、に——(ナシ)　34、大舟——大船　35、山城の國——山城國　36、弥生毎に——春毎に　37、日本國中の——(ナシ)　38、共鳥羽に集りて——(ナシ)　39、河原に——川原へ　40、御——(ナシ)　41、され——されハ　42、名付——名付つゝ　43、涼みは——涼塔ハ　44、六月——夏　45、名付——いへり　46、官位——官　47、勾當検校——検校勾當　48、只——唯　49、時は——時より　50、衆方——衆分　51、こまかに——細カに　52、分てり——分ケり

⑬ 一　三月廿四日に[1]八坂城玄の位牌所透玄菴[2]ニ而頓写あり　是ハ安徳天皇を始奉り[3]百官迷(如本　達)[4]長門國檀[5]の浦にて三月廿四日に亡果し[6]事を語て世を渡り[7]待る間其追善[8]也

1、に——(ナシ)　2、透玄菴ニ而——透玄菴にて[9]　3、百官迷——(ナシ)　4、長門國——長門の國　5、檀の浦——壇の浦　6、亡果し事を——亡果給ひしを　7、語て——かたりて　8、渡り待る間——渡る間

⑭ 一　道ハ王氏ゟ出て辞ハ典誥[1]に通したり　誰か是を賞せさらんやされハ公方の御日記にも委當[2]道の儀有と云[3]り

三管領ゟ當札の取かはし様

堀河院御宇康和[4]年中に定[5]ル【9オ】

聖家検校の事

何の検校御房御同宿中　返札ハ回報尊報人[6]による

か[7]様の衆[8]々ハ其所を上に當[9]而検校と當[10]つ、(て)奉也　聖家トハ

後宇多院御宇　弘安年中に定[12]ル　叡[11]山高野山の検校

座頭の検校ハたとへは在名忝尾ならは　松尾検校御坊と當也

但俗[14]姓[15]と(本)能[13]仁ならは　松尾検校御房　御近習中成へし

右のことく回報尊報と當へし　惣[16]検校の事也

又二老三老[17]　近習中進[18]し也

四老ゟ[19]する平検校[20]は

松尾検校坊進[21]候事也【9ウ】

但俗[14]性[22]も能仁ならハ　検校御坊近習中と當へし

勾當へハ　松尾勾當[23]坊官

俗[24]性能仁ならハ　勾當御坊ト當[25]へし

此一ケ條ハ　公方の御日記の内を写[26]畢ヌ

1、典膜——典膜(ママ)　2、委——委しく　3、云り——いへり　4、康和——貞和　5、定ル——定まるなり　6、人による——是ハ人により侍る　7、か様——かやう　8、衆々ハ——御衆へハ　9、曾而——曾て候て　10、曾つ、挙也——曾つ、け申　11、叡山——比叡山　12、定ル——定まる　13、たとへは——假令ハ　14、但——但し　15、俗姓と能仁——俗姓能仁　16、惣検校——是ハ惣検校　17、三老——三老へハ　18、進し也——進之　19、すゑ——末の　20、は——へは　21、進候事也——進之候　22、俗性——俗性も　23、勾曾坊官——勾曾坊へまいる　24、俗性能仁——但し俗性も能仁　25、曾へし——曾　26、写——写し

⑮ 一 後白川院の御時ゟ日本国の惣追捕使ヲ鎌倉の右大将頼朝卿に被下間 彼大隅薩摩日向三ケ國の知行武士のまゝに成て當座無足せり 然るを四條院の御時摂政関白御会議有て内裏へ侍（本）る諸道の運上を盲目共にくたされて綸旨をたふ 此時ゟ御帝の御祈禱に心經一万巻讀て歳末に巻數をさゝけ侍る也

1、後白川院——後白河院　2、惣追捕使——惣追補使(ママ)　3、の——(ナシ)　4、被下間——下さるゝ間　5、彼——かの　6、関白——(ナシ)　7、会議——全議　8、侍る——候ふる　9、くたされ——下され　10、たふ——賜ふ　11、御帝——帝　12、さゝけ——捧

⑯ 一 検校の官位ハ二位の中將に準ス しかハあれと参内して【10オ】平家をうたふ時は正二位の大納言の座につけり 是平家の文字甚罰の撥(ママ)（掻カ）奇（音カ）間をか（近くカ）聞召れんか爲也

右此末書令留置處ハ自然當道に對して談問せんする時此以當道要抄根元を爲令談儀也

當道要抄 全終

寛文八申年正月廿六日 書写也【10ウ】

1、の官位——(ナシ)　2、準ス——准す　3、しかハ——しか　4、うたふ——唱ふる　5、是——是ハ　6、文字——文義　7、撥奇——撥音　8、聞をか——聞近ク　9、聞召れん——聞しめさん　10、爲也——爲なりと云々　11、要抄——要集　12、根元——根源　13、當道要抄 全終——(ナシ)　14、寛文八申年正月廿六日書写也——寛政九の巳とし 藤本氏写ス

B、當道用集（国立国会図書館蔵『瞽官紀談』所収）

（1） 夫平家の物語ハ本朝四部の合戦状の中才三也 前後の三部ハ何れも年号を以て題号とせり 保元平治承久の物語等於當道 忝も北野天満天神少納言入道信西か孫寛暁法印に示現して平家物語と付させ給ふ所也 更ニ夫凡の業に非す 何れの類か蔑如ニせんや

（2） 抑此一部始終の體を以其意を按するに 世の爲人の爲善悪の亀鑑として 本朝漢土の外迄も沙汰し残せる所なし 後代に是を傳えんとす 既ニハ挙（本ノマヽ）の筋力を備て萬事の規矩を荷ハしむ 或代々の帝徳を譽て三皇五帝の昔にかへし 或賢人聖人の任名を語て 伯夷叔斉か古しへに及ハしむ 書を作り 文を製せる事も 遥に顔韻か芳躅をふむ 不レ吟詩人才子と成て唐宋の風業を継 不詠歌鳴の道に渡り 詞華言葉の林を見る 或公家武家の品秩を知り 或諸國庄園の郡衙を知るされハ吾朝州縣の系圖共又ハ諸家の系圖共可謂

（3） 就中秘事と称せる処ハ 皆神道の奇特を明め 利爵の現當なる事を示し 佛法の殊勝を加へたるハ 一念随喜の功徳をなし

（4） 次にハ源平闘諍の死亡を沙汰をして無常の観門を聞 平家繁昌の古しへを語てハ盛者必衰るの理を顕せり 然も辞と成文句麗々として理趣綿々たり 一字を出セハ千箚彰し 一句を語れハ万端聞ゆ 数奇の荷擔す 傍此文質を以観するに仰けハ弥高し 鑽ハ弥堅し共可謂 夜光の玉磨を可知ことなれハ愚窓の鍛嘆 其憚少からす 只紅粉を以美女の顔色を汚すといふへし 更愚人非可讀

（5） 爰に音曲の嫡祖性佛検校熊野権現の示現に仍て語り出せる六巻の本あり 夢中詫宣本と号す

（6） されハ平家の勘文録を以てかんか見るに 既七人の作者有て本に品々あり 其中に猶三本を以て撰写して草案は盲目の家に於て謡に中書ハ月卿雲客の玩とせり 清書ハ大内の秘府に納らる 是雲井本と名付らる 又宇治巻共いへり

（7） 音曲のことハ只堪否によるへし 何れ流こそ面白けれと云事心得なき人の申所也 平家の音曲といふハ中音 初重 折声 胸声 差声捨 自声 是也 或 諸經 法事 和讃 早歌 白拍子 風俗 催馬樂 韓神 今様 祝言 詫宣等惣て諸道の音曲に渡るといふ 或は大音にして洪荒と語るもあり 或ハ小音にして幽微に語るも有り 皆人の思々心々に侍へし

（8） 嚕々切々たる四絃ハ其盤區〳〵也と云事 宮商角徴羽の五調子通すれハ 才一才二才三才四の絃共に登越 断金 平調 勝絶 下無双調 鳧鐘 黄渉 鑑鏡 盤渉 神仙 上無十二律不相違

（9） 平家の本にハ墨譜なし 師を崇て移さす 只おのつから妙を得るを以て名人とす 然れ共万物ハ出所を貫むによれり 如何にも只名人共の風流を以て学問すへし 縦風躰ハ替るとも上手たらハ然へし 文々

句々ふしハカセニ羅綺を織事ハ大暑上手と申也　実も其躰に語りなさんする事ハ下手叶へからす　先は上手といふへし　但名人共の申ハさのみ節音曲なるハ無所譬る　小歌か　早歌ハ風流を以て本意とす　平家の事は我朝史記俚俗の清規ともいふへし　されハ文讀ニ拘すして諧人の耳に届く様に語るへし　於ニ其中一至レ心ヲ尊く殊勝成所を我も随喜の思をなす様に　拾ふ所をハ我と文義をなす様に　軍場の躰ハ我と合戦する様に　哀なる所をハ袖をうるほす様に　恋慕の沙汰せる所をハ我も心のうかる、様に　狂言にかゝる所をハ我もおかしく覚ゆる様に只何方をも似つかハしく語りなせるを以て上手とす　然りとて思ひ入の余り過たるハ無きより悪し　細に節音曲を好む事をハ上手ハ嫌ふと見へたり　声悪き者のさのみ節に掛り音曲にたつさハりて分よりも調子高にして心苦敷語れハとて殊勝なるへくもなし労して功なき也　作法こそ指たる事もなきに　鼻に埋ミ口に含んて　頭打ふりたるハ見聞共に悪き也　如何にも唯音曲の躰を幽玄にして中音三重の間におゐて能節一ツ二ツ語るへし　音曲も中音初重の下結ひ納る所にして只字一ツ二ツ音曲かと聞ゆるはかりに語りなすへし　去れハ珍も面白して聞人も感し侍なれ　拾ふ所は文の品により吟のよき様にしなすへし　拾ふ音曲の下をハ剛強[8]以て納むへし　柔和なれハ感し劣れり　上手名人共に風流ハ皆如斯昔も人の称美によつて得ニ〃佳名一〃於レ今ニ世以用レ之最上上手と称すへし　盡國ノ墨跡ハ以筆ヲ規模となす　音曲の事ハ身去て後跡も残らす　只當座新しく面白き様に語りなすへし

(10)　諸藝ハ其身の所作必同学同流にあらぬ共似たる類も有也　正に師の一室より出たれ共各別なるのミ多し　されハ拾人十色也　聖人ハ自出とて舜は瞽叟も似す　重盛も清盛にハ似さりし也　詠歌の道も區〳〵也　俊成や定家を以て諸家を引れ連哥も又師資の風躰掛隔[9]なり　侍坂を以て沙汰せられし故に摂政殿これを遊され平家を其には遊へからす　たとへ強弱急叙の差別有といへ共上手の意地ハいつれも同しかるへし

(11)　當道において四の存知五の本意有へき也　四の存知とハ　或は仙洞禁裏の砌　大臣將軍の亭　或は貴僧高僧[10]の前　田夫野人の所にして語る平家有へき也　五の本意とハ　才一に本の清撰　才二に音曲　才三存知　才四に音声　才五琵琶[11]なるへし

(12)　次に琵琶の事ハ井國にハ先ツ廉承武我朝にハ天徳の聖主掃除寮貞敏　潯陽の末流性風　妙音院大政大臣師長公　皇后宮亮經政　木工頭孝道　右馬頭孝時　此かた〳〵の御事ハ更に別条也　學んて不可レ比レ之　此當道の事ハ平家の爲に調子を窺ふ斗也　されハ法のことく一巡を引渡して後さのミ平家の中間にきひしく引へからす　只下手ハ音曲の叶さるのミならす耳根共に朧々として四絃一声一律一呂曲不調ハ轉手取合時刻移して　我身も本意になく聴聞衆も退屈其興なしといふへし

(13)　當道始たる所にて平家可語よふ　先祝言常のことく　三句を語らハ軍場一句　五句語らハ讀物一句　是必衡量にあらす通法たるなり

(14)　彼音曲の祖師性佛と申ハ八十七代四條院[13]の御時天台山の僧正即叡山の検校たりしか　卒に目盲たり　依てこれに衆生の盲者の助となるへき業を示し給へと山王権現へ祈誓申す　平家物語をうたハせ侍ふへしと託宣有り　扨其音曲ハ如何様に附侍ふへしと奉問　三教指帰[14]よかん

めりとあらたに御告を蒙り爰において三教指帰の節をもつて平家を謡ひ始乎　是より傳諸盲流布と也

(15)　五十代後宇多院[15]の御宇に及て性佛の弟子如性より三世の末弟筑紫方城一といふ検校あり　此等も皆名人たり　是即當道の中古開山也在名を名のる事これより始る　城一の直弟に城玄如一とて兩人あり　城玄ハ八坂方の最初　如一ハ一方の根元也　城玄ハ在名を八坂と号する八坂の塔の邊に住する故也　如一ハ坂東と号す　此時より兩派分れたり當に一流を汲んで兩翼を双ふといへ共　平家文章の義理　音曲の躰ハ別条なし　城玄ハ九十一代伏見の院[16]の御時久我大納言の舎弟也　故久我の家を傳奏とす　九十四代花園院[17]より紫衣を城玄に御免有き

(16)　爰に如一の直弟に明石覚一といふ検校有　尊氏將軍従母弟也播磨の明石を知行せり　此人累代の祖師を越エ天下無双の名人たるに依て常ハ摂家仙洞の主上の御前へ召て　平家を謡ハせ愛セさせ給ふゆへに雲井の本を下し給ふ　然間兩流の先達に勝れて一統の頭角と成る　されハにや理致廣博にして文章微妙也　余本ハ義理不正して冒語に頗訛謬有り　彼兩流の外ハ世に帰依なき也　故に流を尽すと見へたり

(17)　又平家に琵琶の錯へ合する事私にあらす　性佛或時帝へ奏聞しけるハ平家物語を糸竹の内いつれ成共取合て謡ハほしく存るよし願申実も平家斗ハ寂しく侍るへし四絃を弾し交へハ相應すべしと勅定有て上玄石象の秘曲を當道に御許し有り　此朝恩庶幾そや　然らハ琵琶を弾する毎忝事を心底に深く思入侍るへし

(18)　其上検校参内して平家を謡ふ時ハ正二位の大納言に任して着座せり　平家の文義琵琶の撥音御前近く聞召んか爲也

(19)　穂塔[18]ハ二月十六日雨夜の尊の御弔　此日洛中の當道河原へ出て石塔[19]を積て尊へ手向奉る　されハ穂塔と号く　涼ハ六月十九日雨夜の母后の御追善なり　夏なれハ涼と号す

(20)　抑雨夜の尊と申ハ光孝天皇才一の王子也　御眼盲させましまし父の帝御憐ミ思召て仰けるハ　御身を有度様に御持有て何事も思召侭にして年月を送りおハしませと有けれハ　尊御返事に我ハ是目盲たる身にて侍れハ　兩眼明らけきものに對する事恥しく侍る間　我か如くなる盲目共を並へ置　年月を送らまほしく思召と申させ給ひしかハ　いと安き御事とて　洛中を御尋有て眉目能き尋常なる盲者を數多撰出[20]されて　尊の母后より女官を下されて　或ハ勾當或ハ検校になされて　しかのミならす大隅薩摩日向三ケ國の物成を日本國中の盲者共に御扶持有り　彼米穀を大船數千艘に積て京着せしめ　年〳〵弥生毎に山城國鳥羽に當道多く集りて配分し來れり

(21)　然るを後白川法皇御政務の御時　六十余州の惣追補使を鎌倉の右大將頼朝卿所望に仍て勅許有　こゝにおいて諸國に守護地頭を補セ何事も武家の自在に成て當道の領も不足せり　其後八十六代四條院[21]の御時摂政道家公御塗籠有て　内裏へ備ふ諸道の運上を盲者共に下されて給旨を賜ふ　これに仍て君恩を報し奉るか爲に常の御祈禱に心經一万遍これを誦む　歳末に巻數を捧け奉る

(22)　上代ハ官途検校勾當二階なり　筑紫方成一より別當四度衆分打掛等の品加へ始れり

(23)　文治の昔安徳天皇を始奉り百官悉く長門國壇の浦にて亡ひ果給ひし日なれハとて　毎年三月廿四日城玄の位牌所通玄庵[23]にて頓写あり是ハ平家物語をわざとする故と云々

(24)　道ハ王氏より出て辞ハ曲譜に通したり　誰か賞さざらん　されハ公方の日記にも委く當道の儀有といへり　最其身の藝業　或は天子或ハ大臣の沙汰也　何そ疎に用ゆへきや

如此の次才諸國の記録の中より撰て假名に書之顕す所也

貞享元[24]　甲子　年十月上旬書之　城幾也[25]

益田勝実氏所蔵本による主要校異

1、「當道要集」（益田本、以下同）
2、「凡夫」
3、「佳名ア」
4、ナシ
5、「中音初重三重折聖差声拾ヒ白声胸声是也」
6、ナシ
7、ナシ
8、「火急ニ」
9、「悪隔」
10、ナシ
11、ナシ
12、ナシ
13、ナシ
14、「三教指歸ノフシヲ以テ平家ヲ語始ノ可宜トアラクニ聖御告平家ヲ語リ出サレタリ」
15、ナシ
16、ナシ
17、ナシ
18、ここの部分のみ「一　殺塔ハ……」と一ツ書きの形態を残す。
19、「石塔ト名付テ小石積御追善ヲナス也」
20、「掘出され御前へ參り御伽をいたし又尊の」
21、ナシ
22、「帝の」
23、「通元庵」
24、ナシ
25、ナシ

C、當道要抄（国立国会図書館蔵『盲人式目別集』所収）

（a）夫平家物語は本朝四部の合戦状の中の冲三也　前後の三部は何レも年号を以題とせり　保元平治承久等也　當部ニおゐてハ　忝も北野天満天神少納言入道信西か孫子ニ寛暁法印ニ示現して平家物語と付させ給ふ処也　更ニ凡夫の膠にあらす　いつれの類歟蔑如せんや

（b）抑此一部始終の躰を以て其意を案するニ　世の爲人[1]の爲に善悪の亀鑑として　本朝漢土の外迄も沙汰し抄せる所なし　還代ニ是を傳んとす　既ニ八車の筋力をかりて萬事規矩を荷わしむ　或は代々の帝徳をほめて三皇五帝の昔に復し　或は賢人聖人の佳名を語りて　伯夷叔斉等か古に及はしむ　審を作り　文を製する事も　はるかに蒼頡か昔躅をふむ　吟せすして時人才子と成て唐宋の風業をつく　詠せすして敷鴎の道に渡り　詞花言葉の林を見る　或は公家武家の品沢をしり　或は諸國庄園の郡衙をしる　されは我朝州縣の系圖とも又は諸家の系圖共云つへし

（c）就中秘事と稱する處は　皆神道の寄特を明して　利爵の現當成るをしめし　仏法[2]の殊勝をか、見たるは　一念随喜の功徳をなさしむ

（d）次には源平国諍の死亡沙汰をし無常の観門をひらき　平家繁昌の古を語は盛者必衰のことわりを顕セリ　しかも辞色麗歟として理趣綿〳〵たり　一字を以て世の文章顕れ　一句を語れは一字を万端聞ゆる数寄の荷擔　つら〳〵此文實を以て観するニ　仰ハ彌高く鑽ハ弥堅しなとも謂つへし　夜光の玉琢磨を加ゑさる事なれハ愚意の讀嘆其憚少なからす　唯紅粉を以て顔色を穢すと唱すへし　更ニ愚人の讀へきにあらす

（e）爰ニ此音曲の嫡祖姓仏検校熊野檜現の示現によりて語り出せるを六巻の本有　夢中詫宣本と号す

（f）其弟子如性の孫子筑紫方城都検校[3]　是等は尤名人たり　城都の[4]直弟子に城玄都とて二人の検校あり　但城玄は嫡弟如都ハ庶弟也　是ら[5]両流に相吩れり　平家を以て城都の城の字をゆるし　如都ハ庶によつて[6]城玄は八坂の元祖　如都方の元祖也　まさに一派を汲て両翼を習ふといえ共疑ひ残りあり[7]

（g）されハ平家勘文録を採見るに　既ニ七人の作者是あり　本ニ品々有　其中ニ猶三本を以て撰写して　草案は當道の家ニおゐて是をうたふ　中審は月卿雲客の賞とせり　清審は右内秘府[8]に納　是を雲井の本と名付候て　又宇治[9]の本巻共云り

（h）然ルに筑紫方城郭累代の祖師をこへ　天下無双の寵愛の間　常に内裡仙洞ニ召れて　件の雲井の本をもつて　是を直し改め　数代の先達を越て一派の頭角と也　是を両派につたふ　去レハ理致廣博にして文章微妙也　余本は義理麁荒にして　言語ニ顕あやまり有　これによつて彼両家の外ハ世の帰伏なきか故ニ　流れを盡すと見ゑたり

（i）都方には覺都検校出て　音曲に妙を得たるを以て常ニ朝家ニ召れて此物語を語り廣め専名人の名を得たり

(j)[12] 八坂方には大山検校北野神前におゐて法樂の平家を語りしに音曲尤妙にして目に見ゑぬ鬼神おもあわれとおもわすへき程に語りすましたりけれハ 滿座奇昊の思ひをなし 感懐肝に銘する処に 御宝殿のほとりより重而一句と望む聲せり 時に右山おもへらく 凡今の世にあたりて我音曲を如此しゐて望む者有へからす迚 敢て語りさりけるとなり 後に聞ハ忝も北野の神の好セ給ふとそ 筆をふるへハ風雨おとろき詩成て鬼神を泣しむと云事もおもひ合セられて 弥有難く覚ゆる 萬の道つとめて 妙を得るに至りてハ 皆如此ならんしに 或は都方ニ名譽を初も有 或は八坂方ニ寄妙を得るもあり 其徳は人にありて家にはあらす 兩派の佳名 環の端無か如く成へし

(k) 抑音曲の事は只其身の堪否ニ依へし いつれの派にて面白けれと云人は心得なき人の申処也 平家の音曲と云は 中音[13] 初重 三重 折聲 物語 胸包 甲の聲 差冒 拾 物語 是也 或は 諸經 法事讃[14] 甲歌 白拍子 風俗 催馬樂 韓神 今様 祝言 詫宣 等都而諸道の音曲ニ渡ると云々 或は大音にして洪荒と語も[15] 其皆人のおもひ〳〵心〳〵に依へし

(l) 譬は噌嘲々たるの四の絃の其聲區々也といゑ共 いつれもおもしろきか如くニたとへ其風躰も替るといゑ共 上手たるは然ルへし

(m) 平家の本には墨譜なし 師をあつめて師をうつさゝれ 只自妙を得るを以て名人とす 然れ共万物は出所を貴ふによれり いかにも唯名人ともの風流を以て聞習ふへし 文々句々節はかせに羅綾をおる事は各器上手と申也 けにも其躰を語りなさんする事も下手は叶ふへからさる間 まつハは上手といひつへし 但名人共の申ハさのミふし音曲なるハほむる所なし 小哥甲歌抔はふしはかせをゝつて本意とす 平家の事ハ朝の史記眞俗の清覩とも云つへし されハ文讀[16]にひとしうしていかにも文字を時々に義理をた、しう諸人の耳ニとつくる様ニ語るへし 其中ニおゐて心をいたして 尊く殊勝成ル所おは我も随喜の思ひをなす様ニ 拾ひなとおは我も文学をなす様ニ 軍場の躰おは我と合戰する様ニ 哀成所おは我も袖をうるほす様ニ 恋慕の沙汰をする所おは我も心の浮る、様ニ 狂言にか、る所おは我もおかしく覚ゆる様に只いつ方おも似つかわしく語りなせるを以て上手とす 細にふし音曲を好む事おは上手ハ嫌ふと見へたり 実に無音の者抔のさのみふしに音曲ニたつさわりて分よりも調子高にしてのりひに[18]三心苦しうして是を語れは迚殊勝成へくもなし 昔して鼻ニうつミ口にふくミて 頭長振りしくかるは見聞共ニ悪敷也 いかにも唯音曲の躰を幽玄にとて中音三重の間ニおゐて能ふし抔ハ壱ツ二ツは語るへし 音曲も又中音初重の下結ひおさむる所にして只字一ツ程舌の上にちらりと廻して音曲歟と聞ゆる斗ニしるすへし されは珍ら敷も面白て人も感し侍るなれ 拾ひ場抔ハ文のなりニより吟の下によつて能やうにしるすへし 何様にもひろう音曲の下おは火急にもつて納むへし 柔和なれは感をとれり 上手忘人[20]共の風流は皆以て如此昔も人の称美によつて佳名を得 今ニおゐても世ニ用て宰上と称すへし 蚤墨跡抔ハ古きを以て規模とせり 音曲の事は身さりて後は跡に残らす唯當座の新しくおもしろしなすへし

(n) 諸藝は其身の所作必同学派にあらぬ共似たる類も有之也 まさ

に師の一定より出たれ共名別なるのミ是多し　されは拾人は十様也　聖人は自出迚舜は瞽瞍に似す　重盛も清盛には似さりし也　詠哥の道も父子のまち〳〵也と　俊成や定家を似て諸家を被引　連歌もまた師弟の風躰懸隔也　[21]インハ侍坂（伎巧ト有）を似て沙汰せられし故摂政殿被遊て平家も夫には違ふへからす　たとへ強弱宜叙の差別有といへ共上手の意地ハ何レも同しかるへし

（o）　当道ニおゐて四ツの存知五ツの本意あるへき也　四ツの存知と云は　或は禁裡仙洞の砌　大臣将軍の亭　或は貴人高僧の前　田夫野人の所にて語る平家あるへき也　五ツの本意と云ハ　汐一ニ本の清撰　二ニ音曲　三ツニ存知　四ニ音聲　五ツニ琵琶成へし

（p）　次ニ琵琶の叓ハ呉國にも先廉承武我朝には天徳の聖主掃部の寮貞敏　[22]湯の末流橘姓風　妙音院大政大臣師範公　[23]后宮の經正　木工頭孝道　右馬頭孝時　此方の御事は[24]平家の爲に調子を伺斗也　されは如此一巡を引渡して後さのミ平家の中間ニしけく是を引へからす　唯下手は音曲の叶わぬのミならす　耳根共ニ朧々として面をふり　四絃一聲一律一呂曲不調傳手ニ取合時刻を移して　我身も本意なく聴衆も退屈して其興なしと云々

（q）　當道初たる所にて平家可語るへきやふ　先祝言常の如く　三句を語らハ軍場一句　五句かたらハ讀物壱ツ[25]是衒畳にあらす為通法也

（r）　當道ニおゐて凉の積塔迄　二季の寄合一日の追善あり　其故は昔光孝天皇の御子雨夜の尊迚盲人の宮おわしましき　末代澆季ニ及んて閻冥の盥殊ニ流布せんものか可被助方便迚　其頃天下ニ翫は家の風雅を吟して四絃を弾合宛　此道を始置給ひけるとかや

されハ二月十六日は彼天皇の御命日たるに依てもろ〳〵の[26]道當河原え出て石塔を組　御菩提を吊らひ奉る　是を積塔と名付て　三月廿四日は主上を始奉りて平家滅亡の日たる間一日頓写ありと云々　六月十九日の凉と云は光孝の雨夜尊母公の御仏叓となり[27]

（s）　道は五[28]是より出て辞は典謨ニ通せり　誰歟是を賞とせさらんや

（t）　當道の由来を無存知人抔は唯普通の遊者の列ニおもひなされんか[29]以の外誤也　既ニ當道名の字を定め官途を領せらるゝ事ハ　昔天下の盲人ハ朝廷より領[30]所おも置　忝も蒙御扶持之間　君恩を報し奉らんか爲に　列して一万巻の心經を讀て歳末ニ依摂巻數

（u）　僧家の盥ニ准し　検校　別當　勾当　以下の官位を許さらると云々　しかのミ成す　其身の藝業大畧公家の沙汰也　本に付而も　盥の井字を勿論か　如此の次第其数寄に依て　勘[31]文録を披見し諸道の記録の内撰して假名ニ書顕す跡也

（v）　右此末書跡々留置　自然當道ニ對して　是を説聞せいする[32]時偏執之儀又自家に違する事あらは定て毀謗多からん　先様其非に依て論するへし　其仁の説おも不可被遊　故なんとなれは經教の説にも相違不同あり　何況狂言綺語の雑談ニおゐておや

[33]右琵琶法師當道要抄者平家物語音曲の大旨なり　岩波検校深秘して不許容所也　頻乞嘱而書写早　努々他見不可有之者也

[34]元禄五年　申　孟春日

内閣文庫本（彰考館本の写）による主要校異

1、ナシ
2、「佛法ノ殊勝ヲカミタルハ一念随喜ノ功徳ヲナサヽラン」
3、ナシ
4、ナシ
5、「其後如一城賢トキコヘシハ昔城一ノ直弟」
6、「如一は覚一ノ師匠城賢ハ八坂サイシヨノ検校ナリ」
7、「平家ノ文章ヲンキヨクノテイタラク別條也世以テ疑貽アリ」
8、「大内」
9、「又ウチノ巻本トモイヘリ」
10、「俊二」
11、この項全文ナシ
12、この項全文ナシ
13、「中音初重三重折物語胸塞サシ昔拾物語是也」
14、「法花験草」
15、「アラリト語モアリ或ハ小音ニシテ幽美ニ語モアリ其昔人ノ」
16、「文段」
17、ナシ
18、「ノリヒリテノ心」
19、「栞ノ功ナシ作法ニコソサシタル事モナキニ」
20、「名人」
21、「侍坂」。なお底本は「インハ侍坂　伎巧ト有」。
22、「海陽」
23、「皇后宮充経改」
24、「御事ハ更ニ別條ナリ學テ秘スヘカラスコノ當道ノ事ハ平家ノ」
25、「コレカナラス衒昼」
26、「當道」
27、「御フツシトナリソノ後延喜第四ノ皇子蝉丸モソノ跡ヲ追テ逢坂ノ関ノ邊ニノ海陽江上ノ望ヲコラシ弾絃時ヲ吟シ歳月ヲ送ラセ玉ヒケルトヤ是モ愚蒙迷暗ノ衆生ヲタスケラルヘキ御方便トコソウケ玉ワレ」
28、「王氏」
29、「無念ノ事ナリ」
30、「料紙ヲオカレ」
31、「勘文録シ」
32、「談聞センスル」
33、ナシ
34、「右當道要抄以元禄庚辰春一松又之進所蔵本謄写之　彰考館識」